

第十回 参議院文部委員会會議録第二十二号

昭和二十六年三月十九日(月曜日)午後二時十八分開会

本日の会議に付した事件

○昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○教科書の発行に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(堀越二郎君) それではこれより本日の会議を開会いたします。

日程第一、昭和二十六年度に入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律案を上程いたしました。質疑を開始いたします。

○高橋道男君 義務教育を受ける児童に対して教科書が今般無償で配布されるということは誠に結構な試みでございます。ところがその目標について先ずお伺いしたいのであります。まず、この無償配布ということは学校を主体としてやられるのか、学校を基準としてやられるのか、或いは義務教育を受ける子供を主体としてやられるのか、そのどちらかを先ずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(辻田力君) 義務教育を受ける児童並びに父兄に対する無償という意味でございます。

○高橋道男君 児童が狙ひでありますならば、私はこの第一條にもはつきり出ておりますが、公立学校に入学する児童に給与するというのでなしに、義務教育を受ける子供全部に給与するのが建前であればならん、こう

いうように思ふのであります。政務次官の法案の提出理由の説明の場合にも

ございましたが、公共団体、或いは国からの恩恵のもとに教育を受けることができるというような意識を子供に与えることが、将来の国民の觀念養成の上に非常に重要であるという意味のことをおつしやつておられたと思ひます。

が、公立学校の子供だけがそういう公共団体、或いは国の恩恵を受けておると認識すべきであつて、それ以外の、公立学校以外の子供はその恩恵を認識しなくてはならないというようなことは毛頭ないのであつて、将来国民たるべきものすべてが世間のお世話を受けて學問に精進することができるといふやうな觀念を養成すべきものである、

こういうふうに私は考えます上から、何故に公立学校の生徒に限られなければならないのであるか、極論いたしましたれば、これは憲法第十四條に掲げられております国民平等の原則にも或いは反する虞れがあるのではないかと思ふのであります。その点に対する御所見をお伺いいたします。

○政府委員(辻田力君) お話は御尤もと思つておりますが、今回の法律を作案いたしました趣旨から申し上げますと、憲法の二十六條を受けてまして、教育基本法におきまして義務教育の無償が規定してございまして、この義務教育の無償につきましては、国又は地方公共団体の設置する学校では、授業料はすべて無償とするということに規定してございまして、現在のその国立又は

公立の学校に入つておる児童に対しては授業料を無償にしておる現状でござい

ます。従つてその線から考えまして、私立の場合におきましては、只今高橋さんからお話がございましたやうな御意見は十分尊重しなければならんと思ひますが、その線に沿つて教科書

についても公立の学校の児童に限つたわけでございます。言うまでもござい

ませんが、学校教育法によりまして、市町村におきましてはその地域内の義務教育をすべき児童を収容しなければならぬ設備を備へる義務があるわけ

であります。又父兄の側から申しますと、その地域内の父兄はその児童をその公共団体の設置する学校に収容しなければならぬ一応の義務があるわけ

であります。併し特別の場合におきましては、承諾書を添えて国立なり或いは私立なりの学校に入学することが

できるやうな建前になつておる次第でございます。従つてこれは少し法律的に如何かと思ひますけれども、併し

わば一種の当然行つてもよい所に入れば、ほかの所へ自由に行かした次第でございますので、その際におきま

しては、公立学校の児童に限ることとしたのでございまして、併しお話がござい

ますが、子供に差別感を与えるというこ

とは私は非常に大きな問題だと思ひます。そういう点についてのお考えが

伺えませんか、その点を更に念を押してお伺いしたいと思ひま

す。

○政府委員(辻田力君) この法律の意

図するところは、児童の相互間、公立学校に入るものと私立学校に入学する

ものとの間に差別的な気持は全然ないのでございまして、先ほど申し上げ

たやうな趣旨からいふやうな法案になつた次第でございます。併し先

ほどお話がございましたやうに、公共心の涵養というやうな意味におきまして

も、又その点は十分考慮しなければならぬと思つておる次第でございます。

なお、この法律は、この法律の表題に

ございまして、昭和二十六年に入学する児童に対してその試みとして

実施するわけでございますが、二十七年以降に入学する場合は、今回の法律

実施の結果を、若し幸いに法律案が成立いたしますれば、その実施の結果を

十分に検討いたしまして、これをどう

いうふうな改正して行くか、どうい

う方法があるかというやうなことを十分研究した上で、改めて又二十七年の

ことを考えたいと思つておる次第であります。そのためには、関係各庁並びに

に学識経験者によつて構成いたされま

す審議会を組織いたしまして、その審

議会によつて十分案を練つて行きたい

と思つております。その場合に、いろ

いろ只今お話のございました問題も検

討したいと思つておる次第でござい

ます。

○高橋道男君 もう一つお伺いたし

ますが、この法律の施行上の予算とし

て、一億三千九百万円のものに計上さ

れておることを伺うのであります。が、

この法案を見ますと、公共団体全部

が二十六年度において就学児童に教科

書を給与するということではなしに、

その給与するものも任意のやうな意味に

解せられるのであります。が、そういう

公共団体が任意にこれをきめるといふ

やうなことに考へてよろしいでありま

ものまでやらせる、やりたいと考えている。今までこういう問題について財政的に検討せられたことがありません。そうして今申したいというものを給与する、無償でやるという場合にはどれくらいの一休予算が必要かということについては、これは検討された事実がありますか。

○政府委員(辻田力君) 文部省のほかに現在と申しますか、この前に、昨年の予算編成期における準備でございまして、それを基準といたしまして計算をいたしましたことがございまして、併しその額は相当大なる額に上りますので、先ほど申しましたように種々研究、折衝の結果、今回のような案が出た次第でございまして、例えは教科書について申し上げますと、予算を編成いたしました当時におきましては、小学校におきましてその当時の最低単価を基準といたしまして計算いたしましたので、二十八億六千七百六十五万三千円、中学校においては十九億九千九百三十五万四千円、盲学校におきましては二百三十七万三千円、聾学校におきましては三百四十一万七千円、合計しましては四十八億七千二百四十七万八千円というふうな、教科書について申し上げますと、その他学用品並びに給食費、これらにつきましては、どの程度その範囲を拡げるかということについて計算が随分変わります。一応の計算はいたしております。

○岩間正男君 実はこういう計算内容、これは我々の実は怠慢であるかも知れませんが、この資料について以前に文部省から実は欲しかったわけでありまして、少くとも憲法でとにかく論つておるのです。無償にしたい、すべきである。そういうことから当然憲法に謳つてある事項を果たすにはどれだけの要るのかというところは、文部省自身の教育財政を確立する上からの資料として、これは非常に重要なことなんですよ。それは実情に合わない、理想的の状態であるからというので、そういう点はやつても余り効果はなからうという、そういう点でこれは今まで余り着手されないのかも知れませんが、これは非常に重要な点だと思つて、と申しますのは、今言いましたように少くとも憲法で謳つて、而もそれがなか／＼実現されておらないという点があると思つて、これに對して一歩近付いて行くというためには、文部省がそういうことを恐らくされる必要があると思つて、併しその全貌については示されてないのですが、大体わかりませんか。給食費とか、それから学用品とか交通費、こういうものについて大体の大枠については去年算定されたのでわかつておりますか。そうしてそれらの総額ですね。

○政府委員(辻田力君) 只今申しました教科書の計算につきましても、昭和二十五年におきまして当時の実際発行されておりました教科書の最低単価を以て、それを単価として計算した次第でございまして、これを何年間で行うか、一挙に小学校、中学校全部やるか、或いはそれを三カ年計画でやるか、或いは九カ年計画でやるかという、この案を私どものほうでは作つたのでございまして、それが今回のような案になつたわけでございますが、そこでその何年間で行うかというところによつて計算が非常に違つて参ります。

○岩間正男君 大筋でいいです。○政府委員(辻田力君) 学用品等も必要最小限度でございまして、二百三億一千三百四十四万五千円、給食費二百三十三億五千六百三十三万八千円というふうな計算であります。交通費はこれはスクール・バスを使うかどうかというふうなことや、定期を買つて一々渡すというものでございまして、違つて参りますので、ここに計算は持合せておられます。

○岩間正男君 学用品はどんな範囲を考へておつたのですか。学用品について大体でよろしいのですか。○説明員(内藤三郎君) 只今局長が挙げました数字に基きました学用品の内容は相当広範囲なものでございまして、その中には鉛筆、ノート、クレヨン、用紙その他に定規、コンパスというふうな学校で使うところの教材は全部網羅しておるのでございます。

○岩間正男君 無論具体性はすぐにならぬ問題ですが、文部省としてもこれに本腰を入れてもらえない気持はよくわかるのですが、併しこれは憲法に規定されておる重要なことですから、一応こういうふうなことは必要でないかと思つておられます。これを伺ひたいのは、大体今文部省から出された数字で見まして、教科書、学用品、それから給食、その三点を義務補償の対象として考へても、これは五百億に近いと思ひます。そうしますと、これにはそのほかに大きく問題になつて来るのは、子供の今の貧富の差が非常に大きいのですから、服装の問題であるとか、或いは雨具の問題であるとか、誠にこれは限のないわけですが、最低今の問題で考へても五百億、こういうことになつて参ります。今度の教科書の臨時措置法によりまして一年生に算数、国語と、これがまあ市町村と半額というふうになつておられますが、半分だけ国家で金を出すと、これで一億九千万円ですが、こういう形で出されまうと、仮に最低の義務補償をするとしてもその三分の一程度、こういうことになつて来ると思ひます。こういう形で憲法に保障されておる義務補償、これを果たすのだと、こういうふうな言われたいわけでありまして、或るほど全然出さないよりも出したほうがいいと考へ方もあります。併し我々の言つておる少くとも義務教育の無償という問題はこれは大きくやはり父兄である大衆の生活問題とも関連し、又経済の平等によつて教育の平等が惹き起される問題に對して、相当大きくこの問題をどう解決するかという政策面

としてこれは論ぜられて来ておるわけですが、又そういう解決に對して一つの相当なこれはくさびが打込めなければ、私たちは余り意義を持たないと思ひます。逆に全くこれは何というか、つまみ食い程度で、大きな目標として掲げられておる義務教育無償、どこに出しても恥しくないようなそういう大きな政策が僅かにこんな形で、而も最初に政府の、文部省の構想した小学生に全部やるという案は駄目になり、それが今度は一年生に三冊やるという案も駄目になつた、物価の値上りでそれを二冊に落し、更にそれが半額という形で地方負担がこれによつて大きく出されて来るのです。そういうふうな考へますときに、こういうやり方というものには問題の本質を全くはぐらかしてしまふ、すりかへる方向である。こういうふうな思われるのであります。一体文部省はこういう形でこういうふうな重大な大きな課題である義務教育無償の問題を果して、無論果してはと言わないでしようが、端緒だけ作つたのだ。こういう形で果してこの日本の文教政策の中で一つの大きな課題となつておる問題について、こういうタツチの仕方では一体これから先にどうされるつもりであるか。殊に今年だけの臨時措置というふうな形になりまうと、一体我々はこの法案を出されては戸をどうして。この法案そのものの性格よりも、今言つた教育無償の大きな政策というものを一体どこでどう果すか、この問題の方が十分に検討され、その一環としてこの教科書問題が連に論じられなければならない。本末転倒じゃないか。或る場合にはこれは羊頭を掲げて狗肉を売るといふ欺

購的なものになる。根本的な突に重大な義務教育無償の本質というものが忘れられてしまふ。ここに問題のすりかえが出て来ていることについてやはり大きく考えて見なければならぬと思ふのですが、文部省はどういうふうに将来義務補償の、文部省自身の不完全な統計によりまして昨年度の予算において五百億でありますから、今年度の物価指数から見れば約七百億、こういうものをどういうふうにして果そうと考へられるか。それとも教科書の……鼠が囁つたようなことをやつて放棄する考へであるか。これをどういうふうに考へておられるか。これは第一義的にお聞きしたかつたのですが、この点局長からできる程度にでも明らかにして頂きたい。

○政府委員(辻田力君) 先ほど申しましたように、憲法の定める義務教育無償の理想をできるだけ速かに、できるだけ広範囲に実現したいというものが我々の願望でございます。併し一方に国力全体の立場から財政上のことも十分考へなければいけませんので、種々我々といまして具体的に案を持つておりまして、併し今回の法律案ではこういうふうな結果になつたわけでございます。我々としては一歩々々この国力といひますか、国家の事情を十分考慮してこの実現を教科書だけにとどまらず、義務教育無償の実現を期したいというふうに念願し、又努力いたしたいと思つております。

○岩間正男君 何だか訓示を受けているような感じがするのでありますが、そういう答弁ではどうもならないと思うのです。これは併し今文相がおられるのにそういうことを言つて苛酷かも知れ

知れませんが、只今国家財政云々ということがあるのですが、これは何ですか、政府の答弁用の中に何かそういうことを書いておられるのですか。我々は絶対そんなことでは承服できない。国家財政とか何とか言つておられますけれども、少しでも分析して見れば、その金がどうして向けられないのかというふうな金がたくさんある。これはインフレーション・フライングの問題でも予算委員会の問題になつてゐる。見返資金の七百五十億の経費再建費だつて問題になつてゐる。預金部資金の四百三十億の準備金来年度繰越し、こういうものだらう大きな問題になつてゐる。更に大きく問題になつてゐるのは終戦処理費の性格である。こういうふうなものにして、果して現在の段階であつたならば一千億を超えるようなものが、これが果してこれだといふのであるかどうか。これについては、ドイツあたりでは終戦処理費のやり方について国会が大きく問題を起こし、そうしてそれについて国会で調査委員会を作つて調査した結果半分になつた。こういうような例もあるのです。日本の国会では、残念ながら我々が考へていても、一般の機運がそこまで行つてないので、非常に龐大なものになつて来る。併しこういうような問題、そのほかいろいろやつて来ますと、これは教育予算全体の問題でありますけれども、これはもつとそういうふうなことができるのだと思ふ。ところがそれに対して国家財政の見地からいひつて、池田蔵相みたいなことを言われても甚だ迷惑なんで、文部省としてはそういう点をもう少しはつきり何してもらいたいと思ふのです。少

なくとも分析してどういうふうな……池田さんの下請けじや困る、こういうふうな考へるわけなんです、それならこれを何とか一歩ずつでも払わすというところでありませうけれども、今のようないやうなやり方で一億四千万のものをやつて行きますと、なお七百億やつて行くのに何年かかりますか。こういうふうなことは一例に過ぎないのであつて、ここに欺瞞性が出てゐるのです。憲法にまで保障してゐながら何ら現実的にやれない、来年はこれに対して是非やりたい、これは文部省は言つてますけれども、現在ではできないし、本年度だけはやるというのですが、来年はどういうふうにしてこれを確保するといふような見通しを持つておられるのであります。この点だけでもせめてお聞きしたい。

○政府委員(辻田力君) 二十七年以降の問題につきましては、関係各庁、学識経験者によつて構成されます審議会を組織いたしまして、本年度の実施した結果も十分これを参酌いたしまして、又種々財政上その他いろいろ研究して、二十七年以降についてはいろいろ案を作りたいというふうに思つてゐる次第であります。

○岩間正男君 そうすると、いい案を作りたいから臨時措置にしたのであります。それは、そうなんです、そういう目的でこれは臨時措置にしたのであります。これは今年だけなんです。この法案は、今法案に謳われてゐることはです、来年の分については触れないのです。○政府委員(辻田力君) 本年、二十六年年度限りであります。○岩間正男君 そうすると、文部省は

そう考へてゐるかも知らんが、又国家財政の立場から駄目だというふうなことが起つた場合、どうなんですか。来年は駄目だ、こういうことが起らないとも限らない、あなたの御説明ですと、国家財政の立場から止むを得ない、こういう事態がしばしば起つて来る。来年あたりは、やつて見たが効果になかつた……それから一番大きなことになつて来るのは、実際の財政需要が殖えてゐる、こういうところに又新たな財政需要が増して来る、そうすると平衡交付金が非常に大きく削減されて来る、こういう問題があると、なか／＼こういうものを素直に受入れられない。そういうふうなことが起つて来ますと、来年はどういうふうにしてこのところを突破して行く見通しを持つておられるのか。ただ今年だけと、今年だけやつて見たがうまくなかつた、そして配給した教科書も一番最低の価格だ、こういうふうなことが、つまりその額は僅かに七十二円程度である。そういうことでこの前も例を挙げたのですが、入学のときに最低五、六千円くらいは父兄が負担しなければならぬ。PTAのほうを含みますと場合によつては八千円から一万円、その一万円のうち七十二円だけ国家が出して、名前だけは無償だ、こういうふうな制度が果して本当に正しい政策であるのかどうか、ここが大きな問題になつて来るのであります。そういう輿論が当然起つております。そうしますと、来年これを継続してやるかどうかというところについては問題がある。こういうものを継続的な仕事をしない、試みにほんとに池の中に石でも放つて見るようにやるというので

あります。そういうことでは、私たちはまず／＼こういう法案というものの性格を疑わざるを得ない。これは年度の四月の選挙を組つてやつてゐる、こういうふうな極論することができ。そういう性格を持つてゐるものと見られるのであります。来年までのようにして継続して行く見通しを持つてこれを拡充するか、こういう点についてこそお伺ひしたい。残念ながら文部省を信じたいのでありますけれども、今までの実績では信するわけにも行かん、こういうふうに思ふのでありますから、念のために何つて置きたいのであります。

○政府委員(辻田力君) 二十七年年度の今問題につきましては、今度の法律には触れておりませんが、これを継続するのみならず、より拡大いたしまして、よりいい案を作りたいと思つております。従つてそのためには本年の実績によつて十分見直し、又文部省だけで考へるということではなしに、関係各庁、或いは学識経験者の御意見も十分参酌した上でいたしたいという考への下に審議会を作つて、そこで案を練るということにいたしております。従つてこれを本年限りでやめてしまふといふような意味で臨時措置にしたのではないのであつて、今後よりいいものにしたという考へであることをこの際はずつきりと申上げて置きたいと思ひます。

なお、先ほどお話ししました本年の問題で、国語算数は最低価格をとつたのだというお話がございましたが、その点については説明をさして頂いて置きます。これは最初昨年の四、五月の頃に予算を積算する場合におきまし

してこれは四月選挙を前にするような
恰好で大急ぎでここで提案されて、そ
してこれはもう碌に質疑もしないで通
つてしまふような形でやつてしまつた
らこれはどうなるか、こういう点につ
いて文部省自身は甚だ杜撰だと言わざ
るを得ないと思うが、どうですか。こ
の点はどうですか。

○政府委員(辻田力君) 憲法を実施さ
れまして以来、文部省といたしまして
は義務教育の無償の拡大について研究
を重ねて来たわけでございます。昨日
今日の思い付きで急に出したという
ものではございません。我々としたしつ
もりではあります。我々としたしつ

りこれを早く実現いたしたい。而も広い範圍にこの無償の配布にいたしたいと考えて研究して参つた次第でございます。時あたかも又昨年アメリカの第二次教育使節団が参りまして、義務教育の無償、特に教科書の無償については、特に重大な勧告をしておるわけでございます。そこで我々といはしましては、従来の研究、又使節団の勧告ということも加味いたしました、そこでこれを案出し、これができるだけ範圍を広くしたいのでありますが、今回のような形にいたしましたのでありますので、ただ

思い付きでやるのか、或いは又ほかの意圖でやるというような氣持ではございません。義務教育の無償の理想を一時も早く達したい、そのために考えて出したような次第でございます。(了)

「承」と呼ぶ者あり

○岩間正男君　義務教育の無償ということは、これはまあ何回も使われておるわけでございますが、これはまだ憲法に明記してあることをこんな形でやられることは、私は賛成できないもの

ですから意見を述べておるわけでございます。それでこれは私はまあどのようにして継続の保障があるかということ、これは先言つたのを繰返すようであります。六三制で我々にはがい味をなめておる、こういう無計画、全く

無計画と言わざるを得ませんよ、なんぼこれは説明しようと思つても事実こういう形になる。何ら来年度のその見通しもないんですか、これをどういうふうにして確保して行くのであるか。

それからもう一つ、この勧告というやうなことに力を入れられておるようですが、これは勧告まで受けてもしようがないのですか、勧告を受けたら同時に財政的な措置も一つ文部省ではど

うです、この使節団にもつと話しても
らつたらどうです。勧告に予算を付け
てもらつたら……。こんなことしやし
やうがないのです。勧告なら誰でもす
るのです。それは欺瞞です。これは今
言つたように七百億要るところに一億
何千万でやつてしまふ。こういう馬鹿
化たことを、名前はいつでも義務教育
無償、何です、これは……何百分の一
の義務教育無償ですか、これは甚だ人
を馬鹿にしたやり方と言わざるを得な
い。だから当然そういう点について、
これは文部省もこういうよりな羊頭を
掲げて狗肉を売ることはいつまでもや
らず、おやめになつたらどうですか。
むしろこのように考えるのですが。だ
から、そういう点からこれは文部行政
全体のことで、辻田さんに申上げて
はつきりしない問題ですが、我々はせ
めてこの教科書をどういうふうに確
保するかという点について、もう少し
具体的構想をこれはどうしても出し
てもらなければ、これについて我々

は賛成か不賛成かということを決定的なことはできない。賛成して置いたところが、来年になつてこんなものは駄目となつて、この責任を問われるというのではとてもやれない。もう少し裏付のある話を……、これでは来年審議会を設けても、その審議会なるもの

はいつでも大して有力でない。最後には予算の問題ですから、審議会を設けている／＼やつて見たところで予算の問題です。これをもう少しどういうふうにして食込んで確保するか、こういう点について相当裏付のある、我々を背負させるだけの材料を出してもらいたい。こう思うのですが、如何ですか。

○政府委員(辻田力君) 文部省といいたしましても先ほど申し上げましたように、教科書或いは学用品、学校給食に至るまで理想として義務教育無償の線に沿つて実施したいと思つているのであります。併し先ほど申しましたように、国の財政、地方の財政等々と見計らつてこれを可能の範囲内において実現して行かなければならんことは当然であります。それで計画といはしましては、教科書につきましても小中の一、二両義務教育につきまして、一カ年一筆にこれは無償にするという案も計画をいたしました。又小学校についてだけ小学校六年までについてこれを無償にするという案もありました。又この九カ年間の義務教育の年限を三カ年で教科書無償を実現するという計画もいたして、それ〴〵研究或いは又折衝をいたしましたのでございますが、財政上の都合等によりまして、今回のように一年生、而もそのうちで二科目というふうな結果になつたわけでございます。併

し我々としてこれで満足しているわけでは頭頭ごさいませんので、今後努力を重ねまして、又皆様がたの格別の御支援を得まして、この籠囲の拡大、速かに籠囲を拡大することについて渾身の努力を続けたいと考えておる次第でございます。

○岩間正男君 これは折衝を続けたといふのですが、関係方面ですか、それから大蔵当局と二つあつたのですが、例えば六年一遍に行くという最初の案が駄目になつたといふのは、主としてどういふ原因なんですか。二つの原因ですか。

○政府委員(辻田力君) 国内の財政事情でございます。

○岩間正男君　それでいてこれは池田蔵相に言わせると、非常に画期的な予算だそうです。第九国会でも私は質問したので、画期的な予算で架空でやる、一番最低の基準の何かを集めて来て、それをだん／＼減らしてそういうことをやる、そうしておいてどうかと、いうと、義務教育の無償ということが謳われている。それで辻田さんの今希望的な観測というものは非常に私もそういうことをなさなければならないという気持ちに対しては同情するわけですからけれども、併しそのまま割引なしに頂くわけに實際問題としていかない、現実はどうかと申しますと、文部省はそういう努力をしても努力が足りないことが大体において多い、いつでもそのようなのです、我々が予算の問題を突くといつでも今辻田さんの言われたようなことを聞く、我々はあ……と言つて、それで多分そうやるだろうと思つ

ていると、いつもがちやんこになつて
いる、それで最後になるとするで違つ
た形になる、私はここでどうしても警
告せざるを得ないのは、六三制の小
型なことを繰返すことにならないかとい
うことです。これは、何らの計画がな
い、そうして財政の裏付はない、

こういふ形でも名前だけは欲しがる。義務教育無償という名前だけは欲しがる。こんなことを使うべきことじやない。子供が一人入るのに五千円も一万円もかかる。こういうような負担で悩んでいるときに、義務教育無償というのは何百分の一、突はこで大体計算して見ると、今言つた教育費、給食費、学用品費、これだけでも文部省の

最低の計算で約七百億、今の物価の値上りを考えると七百億要するとすると、これを出さなければ全部これは父兄の情負担になつて来る、そこへ持つて来て大体國家と地方財政と合せて三億八千何がしの一体負担というものは、成るほどうまいよりはいいかも知れない、併しこれは焼石に水です。こんなところな問題の本質があるのではないか。それなのにそこを突つ込まれるもの、というと池田蔵相のごときは何と言つてゐるかという、架空ではない、正確だ、こういうことを言つた、戦争前にも同じことを繰返して来た、それで日本の教育はどん／＼觀念的に流れて行つて名目だけは残つてゐる。私は天野さんにも是非聞かなければならんと思ふ、この前の予算委員会で聞きかけたのですが、十分でないのです。いうことで一体本当にこれをやつていいのかどうか、そうして問題の本質はまるで氷山の下に沈んだような、そうして氷山の上の一角のところにちよろ

ちよろとなぜているというような程度でいいのか、だからして日本の教育というものは一方でどういふことになっているかという、どん／＼崩壊しつつある。見て御覧なさい、我々はこれこそで事実を擧げることができる、一昨日も話したのであります、最

近の私学における腐敗の事実なんか實際なんです。子供が入るためにどのような賄賂が行われ、試験の答案がどのように家庭から家庭へ私学の教育の手を通じて事前に見せられておるか。そうしてこの報酬は何万円だ、こういうところに追込まれているのです。こういうようなことがこうした政策の現われなんです。こうした欺瞞的なもの

をやつて國民をこまかそうとしても駄目です。これ対して文部省はこういう事態に対してまるでそんな上のほうだけごまかしておいて、大切なそういう重要な問題、これは大衆の生活に深く結ぶのであつて、今苦しい、とにかく重税と物価高、こういう苦しい生活において、教育費の負担というのは、参議院の予算委員会の公聴会で聞いてもはつきり出ております。一父兄のかた人が出て来て、少くとも小学校では一人五百円ずつはかかつている。子供を二人人も三人も出した場合には相当生活費の大きな部分を占める。こういう問題に対してもつと突込んで入つて行つて、それが又日本の教育の平等、貧富の差によつて教育を受けたり受けなかつたりするそういう事態を防止して、飽くまでも教育の平等を守り抜くといふそういう氣高い一つの闘い、そういう闘いをはつきり打ち出すために努力することするならば、義務教育の無償ということにはわかるのであります。その精神にお

いてこそ義務教育の無償ということとはわかるのであります。(「簡単々々」と呼ぶ者あり)この提案がまるでむちやくちやなこいうような形で、全くこれは嵐が南京錠の一角をかじるようなやり方でやることができないのであります。承すことができないのであります。この点ですね、再びやはり六三制のような形を繰返さないという保証をはつきりさせる必要があるのじやないか。どうも頼りない次第であります。私はこれは重要だと思ふのであります。が、どうでしょう。

○政府委員(辻田力君) 義務教育の無償を画期的に、大幅に、できるだけ速かにこれを遂行するということは岩間委員と全く同感でございます。我々としてはしつこくその線に沿つて努力してゐるつもりでございますが、今後とも努力を継続してその実現を図りたいと思つてゐる次第であります。格別御協力のほどをお願いしたいと思ひます。

○岩間正男君 それじやその問題は、これは辻田さんに大体今御質問申上げても無理な点もありますし、それからここは議論に互ることになりますから、討論の際に申上げるとしまして、もう一つ、これによつて起る統制的な面ですね、どういふことになりますか。大体教科書の内容の問題ですね、内容に対してこれはやはり影響を及ぼすというふうな面は考えられないのかどうか。どうしても国家の補助というふうな形でやつて行きますと、これは全部の教科書に対して補助を与えるという形はとれなくなつて来ます。例えは高いものに対しては、どういふことになるのですか、そのうちの幾分でも補助する、そうしてあとの部分はこれは父兄負担、こいういふ形で持つて行くつもりでありますか。この七十二円の倍の百四十四円ですか、そいういふことで算数と国語二冊買える、そいういふ本だけを作つて与えるのか。それとも現在行われている教科書の中で今のきまつた法定の額だけを補助するといふ形での配分ですか。その点のやり方、配分の仕方、この点はどのやうな

○政府委員(辻田力君) 先ほどちよつと準備の問題について御説明をいたしましたのであります。が、一年生の国語を発行してゐる会社は七社でございます。算数を発行してゐる会社は九社でございます。この十六社につきまして、それ〴〵発行してゐる具体的な教科書の必要部数は、今日ではもうわかつてゐる次第であります。従つてその必要部数によりまして定価もきまつて来るわけでございますので、現在では個々の教科書の定価がはつきりいたしております。又その必要部数ははつきりいたしておるわけでございます。我々といひましたし、最低単価を見て予算編成をいたしましたのでございますが、この計画は変更いたしましたし、具体的な予定定価と、それから児童の使用する量とを配合しまして、それから一つ〴〵所要の金額を積算いたしましたのであります。いわば実質的な平均単価になつておるわけで、従つて最初の計画のように、最低単価ではあります。高い教科書を使うところには、その高い教科書の半額を補助するといふふうに御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(辻田力君) 先ほどちよつと準備の問題について御説明をいたしましたのであります。が、一年生の国語を発行してゐる会社は七社でございます。算数を発行してゐる会社は九社でございます。この十六社につきまして、それ〴〵発行してゐる具体的な教科書の必要部数は、今日ではもうわか

○政府委員(辻田力君) 先ほどちよつと準備の問題について御説明をいたしましたのであります。が、一年生の国語を発行してゐる会社は七社でございます。算数を発行してゐる会社は九社でございます。この十六社につきまして、それ〴〵発行してゐる具体的な教科書の必要部数は、今日ではもうわか

○政府委員(辻田力君) 先ほどちよつと準備の問題について御説明をいたしましたのであります。が、一年生の国語を発行してゐる会社は七社でございます。算数を発行してゐる会社は九社でございます。この十六社につきまして、それ〴〵発行してゐる具体的な教科書の必要部数は、今日ではもうわか

○岩間正男君 そすると、高い教科書を使うのには高い教科書の補助をするように、例を挙げますと、百円だと、併し補助金の分は七十四円とこいうときにはやはり百円といふことで全額補助するといふことになるのですか。それより安いものもあるわけですか、六十円とか……これは平均単価なんですか。

○政府委員(辻田力君) 只今のお話の通り、百円の教科書を使うところについては五十円補助金が行くわけですが、五十円の教科書を使うところには二十五円行くといふ形になります。

○岩間正男君 そしたら、これは高い教科書ばかり使つてゐるわけですか。

○政府委員(辻田力君) 教科書の値段の高いといふことが必ずしも教科書の内容がよいといふわけでもないと思ひます。と言ひますのは、先ほど申しましたやうに、必要部数をとつて、そのうちで単価がきまるのでございますので、たくさん需要があるところには従つて製造価格も安くなりますので、安からう悪からうといふやうなことでなくして、そこには適に言えはむしろ必要部数の多いところは却つていい教科書だともいひ得るやうな次第でございます。その点が高いから、安いからといふことで教科書の良否をきめるといふことはできません。

○岩間正男君 今の資料をちよつともらいたいのですが、我々の聞いているところでは、二十五年度は大体算数だけで二百一円三十銭になる。これは三冊であります。二十六年年度では二〇%の物価の値上りを見ても二百四十一円五十六銭、こいういふに言われているのであります。が、今の数字と食い違ひがあると思ひますが、七社なんかの所の資料的なものが出ておるのですか。

○政府委員(辻田力君) 先ほど申しましたやうに、七社、九社について出し

○政府委員(辻田力君) 資料は今私は持つておりますが、御必要ならばあとで差上げます。

○岩間正男君 それからこれによつて今七社、九社といふに進められておるのですが、どうですか。操作の面において先に行つてやほりこれについていふ〴〵の何は起つて来ないのですか。一方に偏在するといふやうな形でだん〴〵独占的になつて行くといふやうな傾向は起らないのですか。操作の面においてですね、これはどうですか。どういふ補償がされますか。

○政府委員(辻田力君) 二十六年年度に使用いたします教科書につきましては、御承知の通りそれ〴〵の学校から申出がありまして、どの教科書を使いたいといふことははつきりいたしておりまして、それを今変更するといふことはできないわけでございます。そこで二十六年年度の課題としては偏在するといふやうなことは勿論ございせんが、将来どうなるかといふやうな御質問だと思ひます。その点について申上げますと、御承知の通り現在教科書行政は検定と国定の教科書がござい

○岩間正男君 これはまあ今年度はそ

○岩間正男君 これはまあ今年度はそ

見られておる価値はいつ現在ですか。最近これは補正されて三冊が二冊になったわけですね、そのときはいつですか。それからこれが実行のとき、今もうすでなつておるのだと思ひますけれども、併し非常に物価変動が激しいですが、そういうものからの損失補償とか、そういう問題についてもこれは伺つておきたいのですが、これはどういふふうになつておりますか。

○政府委員(辻田力男) この教科書のなかには前期用と後期用とございます。現在前期、後期を通じて大体九〇%近くまで教科書の値段がきまつております。そこでその値段のきまつた教科書につきましては、それによつて現実の値段を取上げて計算をしておるわけでありまして、あと約一〇%くらいはまだ定価がきまつていないものが後期用のなかにもありますが、それにつきましては、只今お話にありますが、その値上りによる損失といふことが起るわけでありまして、併し文部省といたしましては、そういう場合にできるだけ地方財政に御迷惑をかけないようにいたしたいという趣旨から、その具体的な場合に當つてできるだけ財政的な措置をいたしたいと、あと一〇%のものについては考へておる次第であります。

○岩間正男君 具体的に言へば、補正でもするといふことになりませんか。

○政府委員(辻田力男) 補正予算を組まれるかどうかといふことについては私たちがわかりませんが、補正予算を組まれるという機会があれば、そういうふうな要求をいたしたいと思つております。

○矢嶋三義君 私は本法案審査に初め

て加わりましたので、重複する面があると思ひます。重複したならば、簡単にお答え願ひたいと思ひます。

私の先ずお伺ひたいところは、この法律案を提案された以上は来年度も継続する、更に一年も二年も年次の進むに従つて進められるという、少くとも現内閣の内部には大体の意向がきまつてゐるものだと私は想像するわけなんです、それについて承わりたいと思ひます。と申しますのは、若しそうでないとすれば、これは私は問題だと思ひます。確かにこの義務教育無償推進の立場からこれは出されたこととは結構であります、ただそのときの流れによつてこの法律案を出されたといふことになつては、私は立法府の問題だと思ひます。と申しますのは、この経過をきつと考へてみても、天野文部大臣はこういうことを言われておるのです。三年生までやりたい、けれどもできないので明年度は一年生だけにして逐次進めて行きたい。こういうことを或る時期に我々の文部委員会で言われたのです。それで政府も非常にこれは風呂敷を掛けて国民に出した。そして、もうこれには、もう行くかなくなつたから、行拂り上自

は思つてゐるのであります、それに對して御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(辻田力男) お話の通りでございます、万難を排してこれを継続することは勿論、なお上級学年にも及ぼして行きたいという考へであります。

○矢嶋三義君 少くともこの法律案を出された以上は、私は文部省において、政府においても、来年度の決定如何においては大きな責任が伴ふと思ひます。私は曾つてもう……長く申し上げませんが、文教政策に一貫性がないといふようなことを私はこの委員会の席上で言つたことがあります、さつき岩間君から述べられましてこの問題もその域に入らうと思ひます。どうして私はそういうことを懸念するかと申しますと、最近自由党のあたりのかたは……自由党の所属の議員のかたで地方に行かれて六三制はもう休よく閉止するのだと言われておる人がおるのです。建築一つとりましても、国立の文教施設、或いは公立の文教施設にしましても、学校年次が進むに従つてどういふ結果になるか、非常に学校は焼ける。この焼けるに對しては鉄筋コンクリートにする、そういう計画に對して或る年次計画といふものをはつきり立てて、その計画の下に進められていくかどうか。こういうことを考へて行く必要がある。或いは六三制の建築にしましても、私は今数字は持つておられますけれども、私は今数字は、人口の増加、昭和十九年から二十年、二十一年、二十二年とずつと人口は増加した。現在でも一年に百六十万の人口増がある。この人口増加とそれから建物の火事のために焼失する、そ

ういふものを通して本當に六三制を実施するのならば、それに対する年次計画といふようなものが果して立つて、その政策の上に乗つて今の文教予算といふものが組まれて行つていくかといふようなことを考へるときに、一方に誰かを結んで自主権が回復されたら、六三制はやめるのだという、まあデマでありましようが、そういうことと相対して私は非常に懸念するわけなんです。それとこの教科書の義務教育を推進するといふことは同一のものかと、こう考へておるのでお尋ねしたわけなのです。

具体的に一つお伺ひしますが、管理局長は用紙の統制撤廃のときに、来年度の教科書についてはすでに確保されておるので、たとえ用紙の統制が解かれても二十六年度に關する限りは現在の予算で狂ひはない。支障がないといふ言われたことを再確認されるかといふことが一つ、それから天野文部大臣が三冊が二冊になつた。その二冊になつたので、これだけの費用で今後の物価の高騰によつて足らなくなつた場合には大蔵大臣が処置してくれることに約束ができておる、決して地方財政は圧迫しない。こういうことを文部大臣は曾つて申されておるわけですが、これを再確認されるか、この二点であります。と申しますのは、中央で法令の改正を次々にやつておる。そして地方公共団体にそれに伴つて義務的支出をたくさんさせておられます。そのために地方財政は増加して、地方財政は平衡交付金増額に血の叫びを擧げております。ところがそれがなかなかできないうものがあつて、だから私は再びこの問題で地方財政を更に圧迫するこ

とがあつてはならないと思ひます。従いまして、管理局長の曾つて答弁されたこと、それから文部大臣がこゝで答弁されたことは、今でも相違ないかといふことを確認願ひたい。

○政府委員(辻田力男) 管理局長の話をその場にいませんので、具体的に私存じませんが、只今お話にありました用紙の割当制が撤廃された場合に予算上の問題についての増額といふことは起らないかといふことでございしますが、それにつきましては、先ほど岩間委員の御質疑に對してお答へいたしましたように、現在は二十六年度において発行されます教科書の前期後期を通じて約九〇%はもう定価がきまつておるわけなんです。従つてそれにつきましては又用紙の裏付もそれについてあるわけでございます、特別増額といふようなことは起らないわけでありまして、併し後の一〇%についてはまだ教科書の値段がきまつておりませんが、その場合に今後用紙の統制撤廃によつて仮に起るとしますれば、その場合には若干予算の増額といふことが必要になつて来る場合もあり得るかと思ひますが、この用紙割当制自身が撤廃されるかどうかといふことについてもまだ確定なことは聞いておりませんし、従つてその結果についてどういふふうに影響があるかといふことについては只今申し上げた程度でございします。それからなおその場合において、大臣から説明があつたと言われました地方財政を圧迫しないように努力するといふことにつきましては、大臣がお話された通りであります。

○矢嶋三義君 次にお伺ひしたい

点は、この法律案の説明という二枚目の裏側に、盲学校並びに聾学校の生徒については、多くは貧困家庭の子弟であるので、国語、算数以外にも支給されるような意味のことが書いてあります。これは就学奨励費の千八百万円との関係はどうなりますか。確かに家庭が貧困のために盲聾の教育機関に子弟を就学させることができないというところが非常に多いと思うのであります。この就学奨励費の千八百万円と、それと今度県が処置するのと、それから政府補助金と合せば、盲聾学校の一年生には全教科書が配布できませんか。この千八百万円との関係について……

○政府委員(辻田力君) 盲聾学校につきましては、国語と算数のほかに音楽の教科書がございます。それから聾学校におきましては国語、算数のほかに理科の教科書がございます。なお点字等を不馴れた者がございまして、点字を習うための手引書というふうなものも盲学校については考えておりますが、その場合に現在どういうふうなものを御用いすることについては、盲学校関係の先生方のお集りを願つて、最も適当なものを選んでもらうように今委員会を開いてやつている最中でございます。

○矢嶋三義君 その就学奨励費の千八百万円とは全く無関係ですか。これと合せば全部支給できるのじやないかと、私はそういう感じがするのです。が、如何ですか。

○政府委員(辻田力君) 今の盲学校の就学奨励費とは直接関係ございませ

○矢嶋三義君 この就学奨励費千八百

万円の中で一部今まで支給しておつたのではございませんか。

○説明員(内藤三郎君) 就学奨励費の千八百万円の内訳は、これは主として交通費、面会の旅費等でございます。教科書、学用品に対する費用はこの中に見込んでおりません。ただ生活保護法の教育扶助の中には勿論教科書、学用品、通学用品、給食費、こういうふうなものが見込まれておりますが、これは厚生省所管の経費に計上されておるのであります。補給で大体十六億程度計上されております。ですから結論的に申しますと、この就学奨励費の金と、只今の義務教育無償の方に計上されております補助金とは性質が違ふというところだけ御了解願いたいと思ひます。ただその額が盲聾の場

合には、大体盲学校で二百五十円程度、聾学校で二百五十円程度が大体見込まれておりますので、現在発行されている検定教科書は殆んど全部買ひ得る、そのほかになお余額があるのじやないか、若干あるというふうに私は見込んでおるのであります。只今の御心配の点はそれで解消されるというふうに申上げたいと思ひます。

○矢嶋三義君 今生活保護法による教育扶助ということが出ましたので、それに関連してお伺ひして置きたいと思ひます。確かに盲聾学校のようなものは貧困家庭の子弟が多いだけ生活保護の規定が適用される者が多いかと思ひますが、我々が地方に参りますと、生活保護の適用を受けて、教育扶助の給食扶助とか、学用品の補助、あの経費が足りない、生活保護法によつて完全給食の保護を受けている児童と、生活保護法は適用されないで

困つて、毎月の給食費が出せないという生徒が大体同数くらいある、もう少しどうかして欲しいという声を聞くのであります。この前管理局長は金が残つていふことを言われたのでありますが、真相はどうなのか。若し余つていふのならば、第一線では足りないというのの宣伝か、指導が不十分じやないかと思ひますが、今度出たのでお伺ひしたい。

○説明員(内藤三郎君) この点は管理局長がどういふ点で余つていふというふうにお話あつたのか、私もよく存じていないのでありますけれども、今矢嶋委員のお話のように、私どもの調査の結果によりますと、生活保護法のほうで見ている分と、それから実際に扶助を受けなくて困つていふのが大体同数程度というふうに見込んでいふ根拠についてはいづれ管理局長とよく相談したいと思ひます。

○矢嶋三義君 それでは次にお伺ひしたいのは、この説明の最後のところに出版会社が資金に困る関係も考慮し、支払の遅延することを恐れて補助金を四月において概算で八割程度交付するとかいふことを定めたといふ考へております。こういうふうな書かれてお

ますが、補助金の交付を四月にして、会計年度は四月から始まるから四月と書かれたと思ひますが、四月にされるのではやはり現在行なわれておる教科書の前払ですね、これは行われるのじやないか、こういうふうな懸念するわけですが、これは文部省のせいでもないのですが、とにかく現実には各都道府県とも大体教科書の代金というものを生徒から年度初めに一年分集めてい

のですけれども、これは私は何とかして考えたいと思ひます。その一つの対策として保証金の三分を一分にされたのだという点も了承しますが、この補助金の概算支払を、生徒が教科書代を前払いしなくてもよろしいような何か適当な方法はございせんか。

○政府委員(辻田力君) 説明の中に申しましたように、できるだけ地方に迷惑をかけないと同時に、発行をする会社のほうにも迷惑をかけたくない。新らしい制度ができるにしろ、事柄が起りますように、そういう点もできる限り考えまして、補助金については四月の初めに、これは矢嶋委員のお話にございまして、会計年度が四月からでございますので、できるだけ早い機会に入割程度出すという処置をすると同時に、一方に大蔵省銀行を、或いは日銀、勧銀等にそれ〴〵折衝いたしまして、この従来の金融状況と今回の実施による金融状況との多少のギャップがございまして、その関係を支障のないように交渉を続けておる次第でございます。大体の線におきましては意見が一致しておるのであります。細部については目下折衝中でございます。従つて金融問題も解決付くだらうと思ひます。

○矢嶋三義君 その点については資本主義経済下で金の動ける方面ばかりに国家の資金というものを流させないで、こういう義務教育の生徒に支給する教科書あたりを製作するに当つては、国家の財政金融で十分保護するよ

うな方向に進むよう御努力願ひたいと思ひます。もう一点お伺ひしたいのですが、それは先ほど岩間君が、使用する教科書

が一方に片寄つて、延いては思想統制の虞れなきやという質問をしたわけでありますが、私はこれについて考えるとき、国定は私は現段階ではやめたらどうかと思ひます。その理由は民主主義の理念も徹底しないし、又実績も少いし、更に非常に事大主義的な国民並びに教育界においては私はこういうことで進んで行つた場合に、検定というものが非常に影響をひそめて国定へ国定へと、国定の方が膨脹して、或る年限の後には再び国定教科書というものが大部分が流れて行くのじやないか。そうなりますと、国定である特定の教科書を使うということになります。

私は過去の轍を踏むのじやないか、こう考える。思想的な立場から現段階において国定というものを一応なくしたらどうか、まあそうお伺ひすると、局長としては国定もあり検定もある、そうして展示会をして実際に教育する教師自身に採用されるのだからそれで結構じやないか、こういうふうな答弁されるかと思ひますが、先ほど局長のお話では国定があるというふうなお話でございまして、あるとすれば私はそうされてはどうか、こう考えるのであります。

○説明員(内藤三郎君) 今回問題になつております小学校の一年生の国語と算数について申上げますと、算数につきましては、国定のもものは全然ございせん。で国語につきましては、ただ一種類国定教科書を採用することになつておるのがあります。これはまあ全部で僅か七万冊の程度であります。我々としては国定も検定も同等に扱つておりますが、文部省の方針としては国定はだん〴〵減らして行くと思

しますか、検定を中心としているわけ
でございまして、国定については、従
来出しておりました教科書の中で需要
部数が一万以上になった場合に初めて
それを確保し、一万以下の場合には国
定を出さないというふうな方針でやつ
ておる次第でございまして、御了承
願いたいと思ひます。なお国定につ
いては編纂を中止しておりますので、た
だ間違ったところを直すとかいうよう
な程度にしております。

○矢嶋三義君 この問題については質
問を打ち切りますが、政府としてはこ
の重大性について責任を十分痛感され
まして、勇気を振つて邁進されること
を要望いたしまして、質問を打ち切
ります。

○岩間正男君 国定と検定の割合はど
うなっておりますか。今の国語の教科
書のみでどんな割合ですか。

○説明員(内藤三郎君) 全部につ
いてでございますか。

○岩間正男君 一年だけ。

○説明員(内藤三郎君) 一年だけで
す、今局長さんのおつしやいました
国語で七万冊でありますから總数の
〇・七%です。一%に足らない。

○委員長(堀越健郎君) 他に御発言
ございませんか。

○木村守江君 ちよつと矢嶋君の質問
に関連して、就学年齢に達した児童で
就学費に困窮しておるというふうな
が実際には相当あるだろうと思ひ
ます。それに対して丁度給食費
を、あの厚生省の児童福祉の費用その
他で以て七億万円ほどありますが、あ
れから生活保護法に該当しなくて、実
際に学校の校長が認めて給食費を支出
してやつていいというふうな便法をと

つております。そういうふうな方法で
就学児童のいわゆる学資の不足、いわ
ゆる教科書を購入することのできない
というふうなものは生活保護法に該当
していない家庭にも相当多いと思ひ
ております。そういうものはやはり校
長の責任においてこれを民生委員に申
出て、そして民生委員がいろいろ或
いは証書を書かしたり調査をしたりし
ますと、本人の気持ちの上からも又世間
体からも工合が悪いということもある
と思ひます。そういうふうなことのな
いように校長一存の考えでこれを使用
し得るというふうな恰好にして行つた
ならば非常にいいじゃないか。実際問
題である児童福祉法にとつてある金は
相当消化し切れなくて残つておるとい
うのが事実であるようでありまして、
これは要するにいわゆる生活保護法に
該当する者が非常に面倒なために、こ
れに該当する人が実際にあつてもそれ
が救われてないという点にあるだろう
と思ひます。そういうところ
をもう少し延びまして、これは義務教育
というふうな観点からこれは児童福祉
の大きな役割を兼ねておると思ひ、む
しろこういう問題は厚生省にあるとい
うよりもこういう義務教育費のほうに
持つて来て、そして教育関係に使用
して行くことが私は非常に児童の将来の
ためにいいことじゃないかと思ひます。如
何お考えですか。

○政府委員(田口力君) 現在児童福祉
法の施行に要する経費として、厚生省
所管の予算のなかに相当多額の経費が
計上されております。特に教育扶助と
して言われておりますものが約十六
億円もあるような次第でございまして、
それが完全に実施いたしますか、円滑

有効に実施されておるかどうかにつき
ましては、いろいろ御努力のあること
ろだろうと思ひます。ただ前の矢嶋委
員からの御質問のなかに、管理局長の
話として、そういうものが残つておる
といひますか、だぶつておるといふ
ようなことのお話が関連してございま
したが、それは現在やつておるやり方
が必ずしも児童の心理状況から、或
いは又父兄の心理というものを十分考慮
してそれが実施されないというふうな
関係があつて、我々としては只今お話
がありまして、できればこうい
うことは文部省の所管、繰返しの気
持ではございせんが、むしろ文部省
のほうでこれを実施したほうが実際の
事情がよくわかつておるもので、実
情にマッチするのではないかと実は考
えておるような次第でございまして。先
ほど明年度以降のことについては審議
会に十分お諮りしたいと申しました
が、審議会はここの教科書の問題だけ
に、そういうふうな問題を含ま
して義務教育無償という観点から、そ
ういうふうな今の生活保護法の施行に
よる経費等についても検討したいとい
う考えで実はおるような次第でござい
ます。

○委員長(堀越健郎君) 他に御発言
なければ、本法案は討論採決を残して
質疑は盡きたものと認めてよろしくご
ざいますか。

○委員長(堀越健郎君) 他に御発言
なければ、本法案は討論採決を残して
質疑は盡きたものと認めてよろしくご
ざいますか。

○委員長(堀越健郎君) 他に御発言
なければ、本法案は討論採決を残して
質疑は盡きたものと認めてよろしくご
ざいますか。

○委員長(堀越健郎君) 他に御発言
なければ、本法案は討論採決を残して
質疑は盡きたものと認めてよろしくご
ざいますか。

疑を続行中ですが、本日で成る
べく打ち切りたいと思ひますので、御意
見のあるかたは御質問を願ひます。

○岩間正男君 これは具体的に三分の
やつを一分にしますと、これはどれだ
けの金額面で余裕ができるのですか。
そういう資料はありますか。

○衆議院議員(佐藤重雄君) 数字に關
することでありまして、説明員をし
て代つて説明させることを御了承をお
願ひいたします。

○説明員(近藤唯一君) 昭和二十六年
度、この四月から使います教科書が
概数といたしまして、二億五千万冊で
ございまして、三分と計算いたします
と、保証金の總額が二億三千七百萬
円、端数を削りまして大体そのくら
い、二億三千七百萬円ぐらいの概数に
なると存じます。それが一分に軽減
いたしますと約八千万円ぐらゐでござ
います。丁度製造資金の非常に高む時期
に納めなければならぬということ
を考えますと、相当大幅に軽減される
に従ひまして金融上相当いい影響がある
のではないかと、こういうふうにか
考へております。

○岩間正男君 今までの実績で伺いた
いのですが保証金はこれが實際法定の
行為が実施できないで保証金が没収さ
れるとか、そういうふうな例は今まで
あつたのでありますか。

○説明員(近藤唯一君) 今日までのと
ころは、過去三年、法が実施されまし
てから三年になります。私どももいた
しましては、発行がすべて円滑に参り
まするよらにということに注意いたし
まして、ずつと取計らつて参りまし
て、今日までのところにおきまして
は、没収を受けたという実例は一つも

○委員長(堀越健郎君) それでは日程
第二、教科書の発行に關する臨時措置
法の一部を改正する法律案、これは質

○委員長(堀越健郎君) それでは日程
第二、教科書の発行に關する臨時措置
法の一部を改正する法律案、これは質

起つておりません。

○岩間正男君 次に伺ひたいのは、検
定教科書とこういふことになるのであ
りますが、こういうものは検定の内容
の問題にも一つ問題があるし、それか
らやはり實際それを実現するために資
金面でですね。そういう面で制約され
て、そういうふうな意図を持つていな
がら實際実現できなかったり、そうい
う面も相当あると思ひますので、さ
れども、こういう点からいつてだんだ
ん今聞きますと、一面何か国語
七社、算数が九社というふうになん
だん限定されて来ると思ひますが、全
体としてこういうものをものと民
主的ないろいろの要求を入れるために
新しい教科書をどん／＼作つて行
く、こういう対策についてはどうい
うふうなことを考へておられますか、それ
を伺ひたい。この法案ではこういう現
在の既存の会社に対する一つの金融面
の援助にはなると思ひますのでありま
すが、やはり民間で新しい要求を盛
つた教科書、そういうものを作りたい
というものもあると思ひます。それは今申
上げました検定の制約の面、もう一つ
は資金面においてなか／＼それが実現
できない、こういうことのためにもつ
と優秀な教科書が生み出されるはずであ
るにかかわらず、非常にそこに限定さ
れて来る。そして殆んど三年後の現
在では固定してしまつた、こういう
うな面があると思ひますが、こうい
うものに対する対策はどういうふう
にして新しい面の教科書を作るとい
うことに助成を与えるか、こういう対策
について伺ひたい。

○説明員(近藤唯一君) 過去三年間の
実績を初めに申上げて、一つのお参考

○説明員(近藤唯一君) 過去三年間の
実績を初めに申上げて、一つのお参考

○説明員(近藤唯一君) 過去三年間の
実績を初めに申上げて、一つのお参考

○説明員(近藤唯一君) 過去三年間の
実績を初めに申上げて、一つのお参考

方からの代表者が集つて構成されておる審議会でありまして、この助長方針につきましては、常に検討をいたして

いうことにつきましては、これは厳に
さような取扱いをしてはいけないとい
うことを数年前から発行者側に対しま

といったしまして通牒は勿論のことでありますが、教育委員会その他あらゆる方法を講じまして、かようなことが絶

○委員長（堀越儀郎君） この点に関連して委員長から御質問いたしたいと思

午後四時二十四分散会
出席者は左の通り。

理事

委員

衆議院議員

政府委員

文部大臣官房会
計課長事務代理

文部省初等中
等教育局長

文部省調査
普及局長

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

説明員

文部省初等中
等教育局長

文部省調査
普及局長

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

説明員

文部省初等中
等教育局長

文部省調査
普及局長

事務局側

常任委員会専門員

常任委員会専門員

説明員

加納 金助君
木内キヤウ君

大谷 整潤君
木村 守江君

工藤 鐵男君
高田 なほ子

高橋 道男君
山本 勇造君

矢嶋 三義君
岩間 正男君

佐藤 重遠君

相良 惟一君
辻田 力君

關口 隆克君

石丸 敬次君
竹内 敏夫君

内藤 三郎君

近藤 唯一君

三月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、学校給食法制定に関する請願 (第一九二二号)

一、結核教職員の身分保障に関する請願 (第一二二六号) (第一二九六号) (第一二九七号) (第一三〇二号)

一、横浜市内四市の府県立高等学校を各都市教育委員会に移管の請願 (第一二二六号)

一、海技専門学院の昇格に関する請願 (第一二二九号)

一、教育財政確立に関する請願 (第一二九八号)

一、結核教職員の身分保障に関する請願 (第一二二六号)

一、極島火山研究所建設に関する陳情 (第二四〇号)

一、宗教法人案中一部修正に関する陳情 (第二五五号)

第一一九二号 昭和二十六年三月五日受理

学校給食法制定に関する請願
請願者 三重県庁内教育局内学
校給食会内 梅田育太

紹介議員 高木正夫君

学校給食が実施されてから児童の心身の発育はいちじるしいものがあるが、給食について、何等の法的根拠がないため、給食の種類、人的の処置、設備の衛生管理、経費の支出、運営の方針等がまちまちで、あるから学校給食法を制定して、学校における給食を必置

のものとされたいとの請願。

第一二二六号 昭和二十六年三月六日受理

結核教職員の身分保障に関する請願
請願者 福岡県粕屋郡古賀町国
立福壽園内 恒吉一生
外七十七名

紹介議員 木内キヤウ君 野田俊作君

昭和二十三年国家公務員法の施行と共に結核教職員の三年現職歳給付は二年休職に短縮されたが、生がいを教育にささげ結核に倒れた教職員の生活、身分を保障することは文化国家として当然であると思われから、結核教職員の現職を三年に復帰せられたいとの請願。

第一二九六号 昭和二十六年三月七日受理

結核教職員の身分保障に関する請願
請願者 青森県弘前市山道町一
六 田沢春二外二千四百名

紹介議員 工藤鐵男君

この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第一二九七号 昭和二十六年三月七日受理

結核教職員の身分保障に関する請願
(一通)
請願者 静岡県賀茂郡仁科村浜
九〇四ノ二 山本善也
外三万名

紹介議員 松原一彦君 矢嶋三義君

この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第一三〇二号 昭和二十六年三月八日受理

結核教職員の身分保障に関する請願
請願者 静岡県浜名郡三万原村
九六八 久末みちえ外
一万六千六百名

紹介議員 川上嘉市君

この請願の趣旨は、第一二二六号と同じである。

第一二二六号 昭和二十六年三月六日受理

横浜市内四市の府県立高等学校と各都市教育委員会に移管の請願
請願者 神奈川県横浜市中区
区白楽一〇〇 中村源
兵衛

紹介議員 木内キヤウ君

五大市に設置されている府県立高等学校の当該都市教育委員会移管については、関係者の熱望にもかかわらず実現の機運が見えないのは極めて遺憾である。ことに五大市においては、すでに小学校区制を実施し、教育の機会均等、学校差の解消等に努力しており、移管の実現は一日も延ばされない現状にあるから、横浜市内四市の府県立高等学校を当該都市教育委員会に移管せられたいとの請願。

第一二九五号 昭和二十六年三月七日受理

海技専門学院の昇格に関する請願
請願者 兵庫県知事 岸田幸雄
外八名

紹介議員 山縣 勝見君 松浦 清一君 小泉 秀吉君 左藤 義詮君

経済自立の第一要件として海運の早急

な整備拡充が要望されているが、海運の充実には船腹の増強と優秀船員の養成に待たねばならない。しかしして学制改革の一環として、高等商船学校および商船学校は、それぞれ商船大学、商船高等学校に移行されているにもかかわらず、元神戸高等商船学校の後をうけ、同程度の教育を施している海技専門学院が、新学制に移行されないのは、不合理であるから、同学院を改組昇格して神戸商船大学とせられたいとの請願。

第一二九八号 昭和二十六年三月七日受理

教育財政確保に関する請願(五通)
請願者 大分県中津市下宮永町
松尾勝功外二十五万
百六十九名

紹介議員 小野 義夫君 松原 一彦君 矢嶋 三義君 岩男 仁藏君 一松 定吉君

今回の税制改革によつて、従来の義務教育費国庫負担法が廃止され、標準義務教育費が平衡交付金に含まれることになったが、これは地方財政の危機を招き、教育費削減等の結果を生ずる虞があるから、教育費の大幅国庫負担制度の確立および義務教育費の全額国庫負担等教育財政確立に関する措置を講ぜられたいとの請願。

第二三〇号 昭和二十六年三月三日受理

結核教職員の身分保障に関する陳情
陳情者 東京都北多摩郡清瀬村
下里中原東京都職員清
瀬義義所内 岡谷孝外
九名

さきに結核教職員は、特殊事情を加味して発病後三年現職であつたものを法の制定後不当にも休職二年に改正されたが、生がいを教育にささげ結核に倒れた教職員の生活、身分を保障することは文化国家として当然であると思われから、結核教職員の現職を三年に復帰せられたいとの陳情。

第二四〇号 昭和二十六年三月五日
受理

桜島火山研究所建設に関する陳情

陳情者 鹿児島市長 勝目清

桜島火山は、和銅元年の噴火以来大小三十余回の噴火を経過し、各時代のより岩流は累々たる層をなし、生きた火山の縮図として幾多の火山研究資料を包蔵しており、また観光的にもすぐれた存在となつてゐる。しかるにわが国は世界にまれな火山国であり、地震国であるから、進歩した科学の力によつて噴火を予知し、災害を未然に防止するため、国家的施設として桜島火山研究所を建設せられたいとの陳情。

第二五五号 昭和二十六年三月八日

受理

宗教法人法案中一部修正に関する陳情

陳情者 東京都中央区銀座四ノ

二日本基督教団内 小

崎道雄

わが国においては従来国家の官吏中キリスト教に対する理解のないものが比較的多く仏教および神道に比し不利益な立場にあるから、今次国会に提出されている宗教法人法案第八十四條、第三條、附則第二十六および二十七中の一部を修正せられたいとの陳情。

昭和二十六年三月二十八日印刷

昭和二十六年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所